

農業競争力強化支援法の制定

平成 29 年 5 月 12 日(金)の参議院本会議で、農業競争力強化支援法が、可決、成立した。

同法は、28 年 11 月にまとめた「農業競争力強化プログラム」に基づくもので、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取り組みを支援していくことが目的である。

同法 5 条で農業者に対し、農業資材の調達、農産物の出荷・販売に際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めることや、農協、全農などの農業団体には、そのための支援や農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう求めている。16 条では、おおむね 5 年ごとに調査を行い、必要な措置を講ずるとしている。

国会審議では、この法律が農業者や農協に経営改善の努力を要求し、また、政府が農協改革を迫る根拠法として使うのではないかと懸念の声が相次いだため、農業者や農協による自主的な取り組みを重視するよう求める附帯決議を 5 月 11 日の参議院農林水産委員会で可決した。

なお、16 条の規定について政府は、「国の施策の在り方を検討するもので、個別の農業関連事業者の行為を検討の対象とはしていない。従って、本条を根拠に全農や農協に対してフォローアップをすることは考えていない。農業競争力強化プログラムにおける全農の生産資材の買い方や売り方の改革については、全農の自己改革として政府と合意の上で取りまとめられたものであることから、その進捗状況のフォローアップは、合意の実現という観点から同法の枠外で全農及び政府により行われる。」と国会審議で答弁している。

I. 趣旨（第 1 条）

農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要である。

このため、国の責務および国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業者による農業の競争力の取組みを支援し、もって農業および農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。

回覧

組合長	常勤役員	参事	関係部課長	係

II. 概要

1. 国の責務（第3条）

国は、農業者による農業の競争力の強化の取組みを支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有する。

2. 農業者等の責務（第5条）

（1）農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努める。

（2）農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、（1）の取組を促進する観点から、支援を行うよう努める。

（3）農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うものは、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努める。

3. 国が講ずべき施策

（1）良質かつ低廉な農業資材の供給に関する施策

① 農業資材事業に係る事業環境の整備（第8条）

ア 農業資材に係る規制の見直し

イ 農業資材に係る開発の促進

ウ 少量多品種な生産資材の銘柄集約のための地方公共団体等の基準の見直し

エ 種子その他の種苗に係る民間事業者による生産及び供給等の促進

② 農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進（第9条）

③ 農業資材の調達等に必要な情報の入手の円滑化（第10条）

（2）農産物流通等の合理化に関する施策

① 農産物流通等事業に係る事業環境の整備（第11条）

ア 農産物流通等に係る規制の見直し

イ 農産物流通等に係る規格の見直し

ウ 農産物流通等の効率化に資する情報通信技術その他の技術の活用の促進

② 農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進（第12条）

③ 農産物の直接販売の促進（第13条）

④ 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化（第14条）

⑤ 農産物の品質等についての適切な評価（第15条）

(3) 調査及び施策の検討（第16条）

- ① 政府は、おおむね5年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表する。
- ② 政府は、おおむね5年ごとに、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組みを支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4. 事業再編又は事業参入を促進するための措置

(1) 実施指針（第17条）

主務大臣（農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣）は、事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針を定める。

(2) 計画の認定（第18～22条）

事業再編又は事業参入の促進の対象となる農業生産関連事業を行う又は新たに行おうとする事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣（農林水産大臣及び事業再編計画又は事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣）の認定を受けることができる。

(3) 支援措置（第23～30条）

計画認定を受けた農業生産関連事業者に対し、次の措置を講ずる。

- ① ㈱農林漁業成長産業化支援機構（A-F I V E）による出資等の特例
〔 農業者が主体となった六次産業化事業者への出資に加え、計画認定を受けた農業資材事業者及び農産物流通等事業者への出資等を行えるよう、特例措置を講ずる。 〕
- ② ㈱日本政策金融公庫による融資等の特例
- ③ （独）中小企業基盤整備機構による債務保証の特例 等

III. 施行期日等

1. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

2. 調査・検討に関する経過措置

II 3（3）の① について、最初の調査は法律の施行の日からおおむね1年以内に行い、② について、最初の施策の検討は法律の施行の日からおおむね2年以内に行う

IV. 附帯決議

我が国の農業が将来にわたって維持され、持続的に発展するためには、「地域の特性に応じて農業資源と農業の担い手が効率的に組み合わせられた農業構造を確立し、農業者の所得向上につなげていくこと」及び「良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ること」の両方が重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 農業の維持・発展は食料の安定供給と農村の持続的発展に欠かせないものであることから、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための具体的な施策の実施に当たっては、多様な担い手の農業所得の増大に向けた取組が支援されるよう配慮すること。
- 2 農業者や農業生産関連事業を行う農協に対する本法第5条の適用に当たっては、農業者や農協による自主的な取組を基本とすること。
- 3 農協が担う協同組合の本来的機能である共同購入や共同販売の機能の強化に資するよう配慮して、農業資材の調達・農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化のための措置を講ずること。
- 4 国及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供に当たっては、種苗が国家戦略物資であることに鑑み、優れた品種が国外に流出することのないよう知的財産の保護を図るとともに、種苗が適正な価格で供給されるようにすること。
- 5 農業生産関連事業に係る事業再編及び事業参入の実施に当たっては、民間事業者の自発的な取組を尊重するとともに、特定の事業者の寡占により、良質で低廉な農業資材の確保が困難となるような弊害が生じることのないようにすること。
- 6 事業再編計画について、事業者がその雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、適切な運用を行うこと。また、政府においても、事業者の雇用する労働者について、労働者本人の意向に十分配慮しつつ、雇用の安定等を図るために必要な措置を講ずるよう努めること。

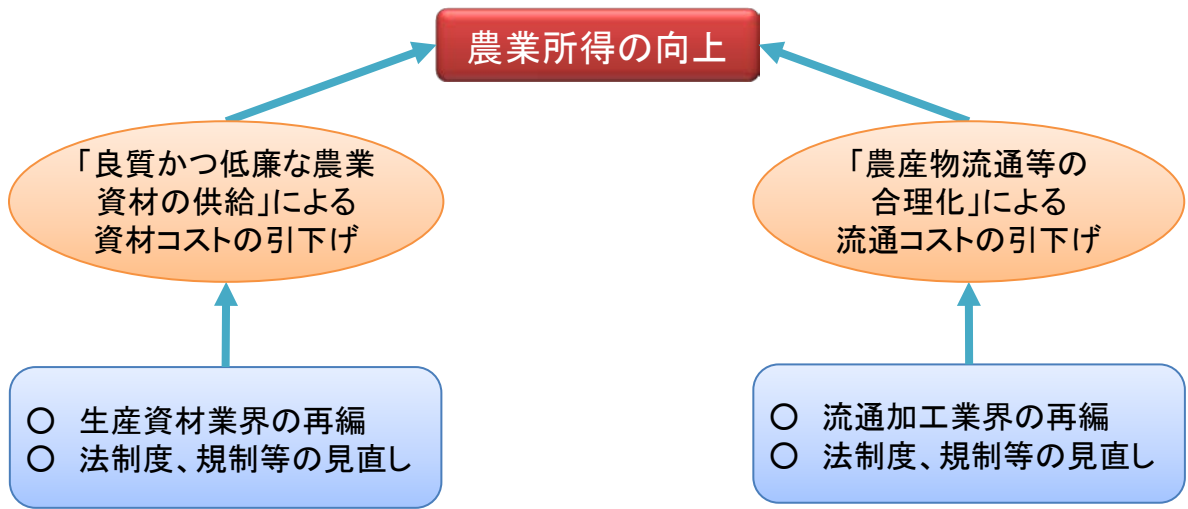
右決議する。

以上

農業競争力強化支援法案の概要

趣旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。



法案の概要

国が講ずべき施策

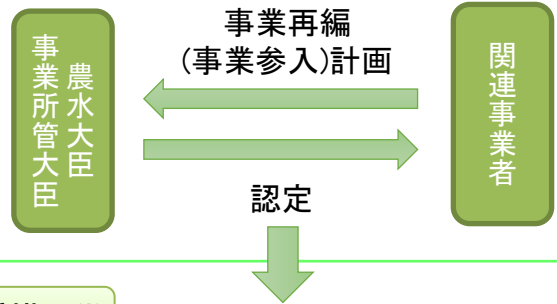
1. 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し (第8条、第11条)
 - 良質低廉な農業資材の開発の促進 (第8条)
 - 農産物の消費者への直販の促進 (第13条) 等
2. 事業再編・事業参入の促進 (第9条、第12条)
3. 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」 (第10条、第14条)
4. 定期的な施策の検討
 - 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討 (第16条) 等

事業再編及び事業参入を促進するための措置

実施指針 (第17条)

対象事業の将来の在り方 等

計画認定 (第18条～第22条)



支援措置※ (第23条～第30条)

- ① 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資
- ② 日本政策金融公庫の融資
- ③ 中小企業基盤整備機構の債務保証 等

※ このほか、計画認定を受けた事業者に対する税制特例 (登録免許税、法人税等)